

03 事前評価結果について

申請にあたっては、評価計画を策定し、事前評価を実施したうえで事業計画(活動支援プログラム)の作成をしてください。申請時にご提出いただく事前評価結果は自由様式としますが、評価計画と事前評価結果について、下記の項目を含めて作成をしてください。作成にあたっては、「資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針」(2024年1月改訂版)を参照してください。

また、後日、活動支援団体に関する評価のガイドラインを公表します。

【事前評価結果に含める項目】

1. 評価計画

(1) 評価の目的 (2) 評価スケジュール (3) 評価実施体制 (4) 評価表の作成

※(4)評価表は、事前評価については、評価項目・評価小項目・評価基準・測定方法まで記載し、
中間評価・事後評価については、現在想定している範囲で記載してください。

2. 評価結果

評価計画に基づいて事前評価を実施し、評価項目(課題の妥当性、事業対象の妥当性、事業設計の妥当性、事業計画の妥当性)について、評価結果を「事実の特定」+「価値判断」で記載してください。

支援対象団体の公募選定を経て、活動支援団体は、支援対象団体の事業計画書に基づき、支援対象団体と組織診断や打ち合わせ等を行い、支援対象団体とともに事業計画書のブラッシュアップを行います。活動支援団体は、支援対象団体の決定を踏まえ、自身の評価計画の改訂を行います。